

様式第1 (第3条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗届出書

令和7年11月14日

小山市長様

株式会社コスモス薬品  
代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス栗宮店  
小山栃木都市計画事業栗宮新都心第一土地区画整理事業29街区①②③④

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 者		住 所
氏 名 (名 称)	代表者 (法人の場合)	
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山英昭	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年7月15日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1, 455 m<sup>2</sup>

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No.	収容台数	位 置
駐車場	48台	建物敷地内 (資料-4 平面図兼配置図上に記載)

※従業員用駐車場 別途敷地内に3台確保

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
建物南西側 (資料-4 平面図兼配置図上・駐輪場)	20台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
建物南西側 (資料-4 平面図兼配置図上・荷さばき施設)	50 m <sup>2</sup>

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
建物内北西側 (資料-4 平面図兼配置図上・廃棄物等保管施設)	10. 88 m <sup>3</sup>

## 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分～午後10時30分

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	位 置
駐車場	2箇所	建物敷地南東側及び南西側 (資料-4 平面図兼配置図上・出入口No.1、出入口No.2)

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前0時00分～午後12時00分(24時間)

## 添付書類（目次）

### 1 店舗の概要に関する書類

#### （1）届出概要等

①届出概要（新設）	4
②指針に定める配慮事項及び地域貢献への対応状況	5
③店舗位置図	資料-1
④都市計画図の写し	資料-2
⑤周辺見取図	資料-3
⑥建物配置図	資料-4
⑦内部配置図	資料-4
⑧面積表	資料-5
（2）求積図	資料-5
（3）求積表	資料-5
（4）荷さばき施設の位置図及び求積図並びに求積表	資料-4
（5）廃棄物等保管施設の位置図及び求積図並びに求積表	資料-10
（6）関係機関との協議結果	13
（7）店舗（出店予定地）及び周辺の写真	資料-12

### 2 交通関係

（1）駐車場（駐輪場）の位置図及び構造図	資料-4
（2）店舗までの案内経路図	資料-7
（3）店舗敷地内及び駐車場周辺通行経路図	資料-6
（4）方向別来台数算出根拠	別添
（5）方向別来台数予測図	資料-7
（6）現状交通量（入出庫）調査結果	別添
（7）交通計画資料	別添
（8）駐輪場の位置図及び構造図（拡大図）	資料-4

### 3 騒音関係

（1）騒音予測・対策に関する図面	資料-9
（2）遮音壁等防音減音設備等詳細図	資料-8
（3）騒音予測結果	別添

### 4 その他

登記簿謄本	別添資料1
交通量調査結果報告書	別添資料2
騒音予測結果報告書	別添資料3

# 届出概要（新設）

## I 届出の概要

### 1 届出者等

届出者	名称・代表者	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
届出者	住所	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
届出区分	新設（法第5条第1項）	
届出日	令和7年11月14日	
新設日	令和8年7月15日	
店舗名称	ドラッグコスモス栗宮店	
店舗所在地	小山栃木都市計画事業 栗宮新都心第一土地区画整理事業29街区①②③④	
小売業者の氏名又は名称及び住所	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	

### 2 届出事項の概要

届出事項		内 容
店舗面積合計		1, 455 m <sup>2</sup>
施設配置	駐車台数	48台
	駐輪台数	20台
	荷さばき施設面積	50 m <sup>2</sup>
	廃棄物保管施設容量	10. 88 m <sup>3</sup>
運営方法	開店時刻	午前 9時
	閉店時刻	午後 10時
	来客駐車場利用可能時間帯	午前8時30分～午後10時30分
	駐車場出入口数	2か所
	荷さばき可能時間帯	午前0時00分～午後12時00分（24時間）

※位置は、別添「資料-4 平面図兼配置図」参照

### 3 出店地・建物の概要

出店地の状況	用途地域	準工業地域
	敷地面積	3, 996 m <sup>2</sup>
	所有形態	賃貸借契約
建物の状況	店舗業態	ドラッグストア
	延床面積	1, 859 m <sup>2</sup>
	併設施設の面積	該当なし
	併設施設面積の店舗面積に対する割合	—

### 大規模小売店舗において小売業を行う者の一覧

No.	小売業者名及び代表者名	住所	主な販売品目	開店時刻	閉店時刻	面積	備考
1	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	福岡県福岡市博多区 博多駅東二丁目10番1号	住・生活関連用品、 医薬化粧品、食料品等	午前9時	午後10時	1, 455 m <sup>2</sup>	
合 計						1, 455 m <sup>2</sup>	

## II 指針に定める配慮事項及び地域貢献への対応状況

### 1 駐車需要の充足等交通に係る事項

#### (1) 駐車場の必要台数の確保

届出駐車台数 48台 (別途 従業員用3台)  
必要駐車台数 48台

##### ①小売店舗の必要駐車台数

指針による算出根拠

店舗面積	1,455 千m <sup>2</sup>
店舗業態	ドラッグストア
人口	10万人以上40万人未満
地区	その他地区
駅からの距離	300m以上

計算式

項目	届出値	指針値	算出根拠
必要駐車台数	48台	48台	$A \times \alpha \times S \times B \times C \div D \times E$
S : 店舗面積 (千m <sup>2</sup> )		1,455	
A : 日来客原単位 (人／千m <sup>2</sup> )		1,056.35	1,100-30S
$\alpha$ : 補正係数		1.0	
B : ピーク率 (%)		14.4	
C : 自動車分担率 (%)		90	
D : 平均乗車人員 (人／台)		1.5	
E : 平均駐車時間係数		0.3619	(30+5.5S) ÷ 105

(係数や計算式は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づく栃木県基準を参照)

#### ②併設施設を含めた施設全体の必要駐車台数

該当施設なし

#### (2) 駐車場の位置及び構造等

項目	対応策
効率的な駐車場形式の選択及び出入口の数、位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口にはゲートや発券ブースの設置はなく、スムーズな入庫ができるよう平面駐車場としている。</li> <li>駐車場出入口の設置は、駐車場法に基づく構造及び設備基準に準拠する。</li> <li>オープンに伴い、来店車両により周辺道路の交通流に変化が生じ、渋滞等の発生によって周辺地域の生活利便に支障が生じた場合や、交通安全上から対策の必要性が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上適切な対策を講じていく。</li> </ul>
駐車待ちスペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>自走式平面駐車場で発券ブースの設置がないため、駐車待ちスペースの設置はない。</li> </ul>
駐車場の分散確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物敷地内に指針で求める必要駐車台数を確保しており、計画している駐車場形式及び駐車場出入口の数・位置について、周辺道路の交通に与える影響が少ないと考えられるため、駐車場の分散確保なし。</li> </ul>
駐車場出入口における交通整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>オープン時や繁忙期など多くの来店車両が見込まれる際には、出入口付近に交通整理員を配置し、周辺道路に渋滞等の発生を抑制するとともに、横断歩行者の安全を確保する。</li> </ul> <p>配置場所 : 別添「資料-6 動線計画図」参照 配置人数 : 2名程度 (状況に応じて適宜増員する) 配置日時 : 午前8時30分～午後8時00分 (オープン時及び繁忙期のみ)</p>

(3) 駐輪場の確保等

届出駐輪台数 20台

位置は別添「資料一4 平面図兼配置図」のとおり

(4) 自動二輪車の駐車場の確保

駐車台数 0台

(5) 荷さばき施設の整備等

項目	対応策
荷さばき車両駐車スペース 荷さばき作業場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分な作業スペースを確保し、計画的な搬出入計画を行うことで、待機車両の発生を抑制する。</li> <li>処理能力は次表1のとおり。</li> </ul>
搬出入車両出入口の位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口No.1を共用する。</li> </ul>
計画的な搬出入	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品等の搬出入は、朝・夕の交通量の多い時間帯や、来店車両の多い時間帯を極力避けた搬出入計画を立て、待機車両が発生しないよう配慮する。</li> <li>荷さばき車両を入庫させる際には、横断歩行者及び通行車両との交錯を避けるべく、従業員にて安全に誘導を行い、事故の発生防止に努める。</li> <li>通学時間帯を極力避けた運行計画を立てる。</li> <li>搬入計画は次表2のとおり。</li> <li>廃棄物等の収集についても、荷さばき作業と同様に計画的に実施する。収集計画は次表2のとおり。</li> </ul>

[表1]

位置	荷さばき時間帯 (ピーク)	搬出入車両台数/日 (ピーク)	駐車スペース	荷さばき処理時間	処理能力
荷さばき施設	0:00～24:00 (6時台)	3台/日 (1台/時)	4t 1台	4t 車 20分	4t 3台/時

[表2] 時間帯別車種別荷さばき等計画

時間帯	搬出入車両数		廃棄物等	時間帯	搬出入車両数	
	4t車	計			4t車	計
6:00～7:00	1台	1台		22:00～23:00		
7:00～8:00			1台	23:00～0:00		
8:00～9:00	1台	1台		0:00～1:00		
9:00～10:00				1:00～2:00		
10:00～11:00			1台	2:00～3:00		
11:00～12:00				3:00～4:00		
12:00～13:00				4:00～5:00	1台	1台
13:00～14:00				5:00～6:00		
14:00～15:00						
15:00～16:00			1台			
16:00～17:00						
17:00～18:00						
18:00～19:00						
19:00～20:00						
20:00～21:00						
21:00～22:00						
計			3台	計	3台	3台

※営業時間外に搬入を行う際には、ドライバーにより駐車場出入口のバリカーを開閉することで、搬入車両が路上に駐車することがないよう配慮する。

(6) 経路の設定等

事 項	対 応 策
来退店経路の設定 交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープン時や繁忙期など多くの来店車両が見込まれる際には、新聞折り込みチラシに案内経路図を掲載して、事前に情報提供を行うとともに、出入口付近には交通整理員を配置して、周辺地域に交通混雑が生じないよう誘導を行う。</li> </ul> <p>配置場所：別添「資料一 6 動線計画図」参照 配置人数：2名程度（状況に応じて適宜増員する） 配置日時：午前8時30分～午後8時00分（オープン時及び繁忙期のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの来店車両が見込まれ、駐車場不足が懸念される際には、周辺地域に臨時駐車場の確保を検討する。</li> </ul>
生活道路等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来退店経路は、2車線以上、車線幅員6m以上、両側または片側に歩道が整備されている市道51号線を主経路とし、広域からの来店車両が周辺地域の細街路を通行する事がないよう、チラシ等で来退店経路を周知する。</li> </ul>
入出庫対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物敷地南側には広告塔、各出入口付近には案内看板を設置する。</li> <li>・駐車場出入口には、停止線の路面表示を行うことで、来店車両の一旦停止を促し、横断歩行者の安全を確保する。</li> </ul>
そ の 他	搬出入車両の経路設定等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出入経路は来客車両と同じ経路となるので、朝・夕の交通量の多い時間帯や、来店車両の多い時間帯を極力避けた搬入計画を立てる。</li> <li>・搬出入車両が重なり、道路に搬出入車両が駐車することのない搬出入計画を立てる。</li> </ul>
	バス、タクシー停車場の確保
	・該当なし。
そ の 他	公共交通機関の利用促進等
	・特になし。
そ の 他	交通事故防止対策
	・出入口付近の視認性を確保するために、看板やのぼり等の視界を妨げるものは設置しない。

(7) 主要交差点の交差点需要率

①予測結果（交差点需要率）

交差点番号	日種	現 状 (a)	開店後 (b)	差 引 (b - a)
交差点No. 1	平日	0.537	0.562	0.025
	休日	0.354	0.380	0.026
交差点No. 2	平日	0.489	0.543	0.054
	休日	0.367	0.421	0.054

②評 価

開店後における主要交差点の交差点需要率は、平日及び休日ともに「0.9未満」とピーク時の増加需要交通流量に対して、十分な処理能力を持っていることを示している。

よって、周辺地域に与える影響は比較的小さいものであると考えられる。

2 歩行者の通行の利便の確保等

事 項	対 応 策
店舗出入口、敷地内通路の位置	・市道51号線は歩道が広く、自転車通学の学生の往来が多いため、出入口付近にミラーの設置を検討する。
荷さばき施設の位置	・荷さばき車両は営業時間帯を避けた運行計画を立てることで、歩行者との交錯を防止する。又、車両の入出庫時には従業員にて安全に誘導を行い、事故の発生防止に努める。
夜間歩行者への配慮	・夜間歩行者の交通安全や防犯に考慮し、駐車場内に屋外照明を設置する。

### 3 騒音の発生に係る事項

#### (1) 騒音問題に対応するための対応策

事 項	対 応 策
一般的対策	
騒音源の配置	・店舗から発生する騒音源について、周辺住居等へ与える影響を予測した結果、全ての地点において基準値を満足しているため、新たな問題の発生はないものと考えているが、開店後において苦情等が発生した場合には、発生源対策を含め誠意をもって対応する。
遮音壁の設置	・宅地分譲地に面する建物敷地北西側境界上に高さ2.0mの遮音フェンスを設置する。
低騒音機器の選択	・設置する設備機器は、低騒音化型の機器を採用する。
緩衝帯の設置	・緩衝帯の設置なし。
営業活動に伴う騒音対策	
荷さばき作業	・作業音が周辺に直接伝搬する事がないよう、建物敷地北西側には遮音フェンスを設置する。 ・荷さばき施設は、十分な作業スペースを確保し、計画的な搬出入を行うことで作業時間の短縮に努める。 ・荷さばき車両のアイドリングを禁止するなど、業者及び作業員には騒音防止の意識を徹底させる。
営業宣伝活動	・店舗外部へ向けての宣伝活動は行わない。
付帯設備等	
冷却塔、室外機等	・定期的に保守点検を実施し、故障等による異音の発生を抑制する。
給排気口等	・吹き出し口の形状は、極力騒音レベルが低くなる形状のものを設置する。 ・定期的に保守点検を実施し、故障等による異音の発生を抑制する。
駐車場	
配置・構造	・駐車場内は段差のない構造とする。
運営	・多くの来店車両が見込まれるオープン時や繁忙期には、交通整理員を配置して場内走行の円滑化を図り、渋滞等による騒音の発生を抑制する。 ・駐車場利用時間外には、バリカ一等にて出入口を閉鎖することで、外部からの侵入者が騒音を発生する事がないよう配慮する。 ・場内では徐行運転やアイドリング禁止を呼びかける。
廃棄物収集作業等	・回収作業音が周辺に直接伝搬する事がないよう、建物敷地北西側には遮音フェンスを設置する。 ・ゴミの排出量を減らし、収集時間を短縮できるよう努める。 ・業者には騒音抑制の意識を徹底させ、回収作業時に必要時以外のエンジンの空ぶかしは行わないよう協力を要請する。 ・早朝や深夜の回収作業は実施しない。 ・収集計画はp6表2のとおり。
営業時間外の敷地内 侵入者防止対策	・閉店後には、出入口をバリカ一等で閉鎖することにより、外部からの侵入者が騒音を発生する事がないよう配慮する。
併設施設における騒音 対策について（主に夜間）	・該当なし。

(2) 騒音の予測・評価

①時間区分の指定状況

昼 間	夜 間
6:00～22:00	22:00～6:00

②騒音の総合的予測結果

(単位: dB)

時間区分	種別	地域 類型	環境基準 ( $L_{Aeq}$ )	予測地点のデータ		
				予測地点	等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )	主 音 源
昼 間	C	6 0	6 0	A	5 4	室外機 6 4 9
	B	5 5	5 5	B	4 9	廃棄物収集作業音 (圧縮) 4 6
	B			C	4 5	来客車両走行音 2 4 4
夜 間	C	5 0	5 0	A	4 3	キュービクル 4 0
	B	4 5	4 5	B	3 4	搬出入車両走行音 1 2 9
	B			C	3 1	来客車両走行音 2 2 9

③夜間に発生する騒音ごとの予測結果

時間区分	種別	区域 区分	騒音規制法 規制基準	予測地点でのデータ			保全対象側のデータ		
				予測 地点	騒音レベル 最大値 ( $L_{Amax}$ )	音 源	継続時間 (台数)	予測 地点	騒音レベル 最大値 ( $L_{Amax}$ )
夜 間	準工業 地域	5 0	5 0	a	4 0	キュービクル	終日	—	—
				b	7 1	搬出入車両走行音 1	1台×2回	B	6 4
				c	7 4	来客車両走行音 2	30台×2回	C	5 6

④評 価

イ 騒音の総合的予測結果

予測の結果、「昼間」及び「夜間」の等価騒音レベルは全地点において環境基準値を満足しており、出店計画に伴い店舗から発生する騒音が周辺地域へ与える影響は少ないものと推察された。

ロ 夜間に発生する騒音ごとの予測結果

予測の結果、b 及び c 地点において自動車走行音及び荷さばき作業に伴い発生する騒音の影響により基準値を上回ることが予測された。

店舗敷地境界上で基準値を超過する騒音発生源について、保全対象側 (B 及び C 地点) にて再予測を行った結果、全ての地点において基準値を上回ることが予測された。

規制基準を超過する自動車走行音について 24 分の目安は、規制基準が 45dB の場合 140 台とされている。

今回、基準値を超過する時間は、B 地点では自動車台数 32 台と荷さばき作業による超過時間 51 秒、C 地点では自動車台数 32 台であることから、基準値を超える時間は 24 分 (8 時間の 5%) 以内であると考えられ、規制基準を満足するものと推察される。

開店後、苦情等が発生した際には、発生源対策を含め誠意を持って対応いたします。

#### 4 廃棄物に係る事項等

##### (1) 廃棄物等の保管について

###### ①保管のための施設容量の確保

届出施設容量	10.88 m <sup>3</sup>
指針による必要容量	7 m <sup>3</sup>

◇指針による算出根拠 [S : 店舗面積 1.455千m<sup>2</sup>]

種 別	店舗面積	排出原単位	排出予測量	平均保管日数	見かけ比重	保管容量
			A	B	C	A*B/C
紙製廃棄物等	≤6.0	1.455	0.208	0.302640	1	0.10
金属製廃棄物等	≤6.0	1.455	0.007	0.010185	1	0.10
ガラス製廃棄物等	≤6.0	1.455	0.006	0.008730	1	0.10
プラスティック製廃棄物等	≤6.0	1.455	0.020	0.029100	1	0.01
生ごみ等	≤6.0	1.455	0.169	0.245895	1	0.55
その他の可燃性廃棄物等		1.455	0.054	0.078570	1	0.38
					合 計	6.79
					÷	7

###### ②廃棄物等の保管場所の位置及び構造等

事 項	対 応 策
位置、構造	・一般ごみと資源ごみを分別保管する。
生ごみ対策	・悪臭等を漏れることがないよう、建物内に保管する。

##### (2) 廃棄物等の処理について

事 項	対 応 策
敷地外処理	・廃棄物保管施設の容量を超えないよう、保管日数以下で専門業者に委託して適正処理する。 ・繁忙期など排出量が増加する場合には適宜業者へ連絡し、回収頻度を増やす。
運搬予定業者	・回収業者については、主に小山市の許可業者へ委託する。
敷地内処理	・敷地内処理は行いません。
関係者への指示	・店舗内の関係者、廃棄物の収集運搬業者に適正処理及び関連法令を遵守するよう指導する。

##### (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

事 項	対 応 策
廃棄物の減量化、 リサイクル活動	・店舗から排出される廃棄物の品目について業者へ情報を提供し、極力資源化が図れるよう協力を要請する。 ・商品梱包用段ボールや空き缶を分別保管し、業者に依頼して再資源化を図る。 ・過剰包装、梱包の抑制による廃棄物の低減化を図る。

##### (4) 惣菜加工場所等の対策

食品加工場の設置なし。

##### (5) 併設施設における廃棄物等に係る事項

併設施設の設置なし。

## 5 街並みづくり等への配慮

事 項	対 応 策																				
災害時の協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体から格段の要請はないが、災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、若しくは、店舗で扱っている物資の緊急時における提供について、要請があれば協議検討のうえ協力する。</li> </ul>																				
夜間の防犯 青少年の非行防止対策	<p><b>1 駐車場における対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場内には、照明設備や防犯カメラを配置することで、死角を排除し、青少年のたまり場とならないよう配慮する。</li> </ul> <p><b>2 店舗内部における対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従業員による定期的な店内巡回や声かけを行うことで、防犯に努める。</li> </ul> <p><b>3 防犯体制全般</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地元警察と連携し、事件発生時における警察への通報要領など緊急通報体制を確立し、地域の防犯対策に努める。</li> </ul> <p><b>4 青少年の健全育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>閉店後には、店舗周辺部や駐車場への蜻集を防止するため、駐車場出入口をバリカ一等で閉鎖する。</li> <li>少年非行防止の観点から見通しを確保した商品陳列、店舗内外へ向け設置する防犯カメラなど、万引き防止等の防犯対策を講じる。</li> </ul>																				
併設施設における 防犯・非行防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし。</li> </ul>																				
街並みづくり等への配慮	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>景観条例等</td><td>栃木県景観条例、栃木県屋外広告物条例</td></tr> <tr> <td>建物の色</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>景観を損なわない色調とし、周囲との調和を図る。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>建物の高さ</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>規定の範囲内とする。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>看板</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>条例に適合した大きさ（面積）とする。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>その他</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>特になし。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>敷地内の緑化計画</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画なし。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>照明に関する配慮</td><td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>方向</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>照明光が周辺住居等に射し込まないよう、駐車場方向下向き照射とする。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>強さ</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>強度の照明は使用せず、安全確保に必要な程度の明るさとする。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>時間</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場の閉鎖時間に合わせ消灯する。</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>	景観条例等	栃木県景観条例、栃木県屋外広告物条例	建物の色	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観を損なわない色調とし、周囲との調和を図る。</li> </ul>	建物の高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>規定の範囲内とする。</li> </ul>	看板	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例に適合した大きさ（面積）とする。</li> </ul>	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし。</li> </ul>	敷地内の緑化計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画なし。</li> </ul>	照明に関する配慮	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>方向</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>照明光が周辺住居等に射し込まないよう、駐車場方向下向き照射とする。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>強さ</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>強度の照明は使用せず、安全確保に必要な程度の明るさとする。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>時間</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場の閉鎖時間に合わせ消灯する。</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>	方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>照明光が周辺住居等に射し込まないよう、駐車場方向下向き照射とする。</li> </ul>	強さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>強度の照明は使用せず、安全確保に必要な程度の明るさとする。</li> </ul>	時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場の閉鎖時間に合わせ消灯する。</li> </ul>
景観条例等	栃木県景観条例、栃木県屋外広告物条例																				
建物の色	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観を損なわない色調とし、周囲との調和を図る。</li> </ul>																				
建物の高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>規定の範囲内とする。</li> </ul>																				
看板	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例に適合した大きさ（面積）とする。</li> </ul>																				
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし。</li> </ul>																				
敷地内の緑化計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画なし。</li> </ul>																				
照明に関する配慮	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>方向</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>照明光が周辺住居等に射し込まないよう、駐車場方向下向き照射とする。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>強さ</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>強度の照明は使用せず、安全確保に必要な程度の明るさとする。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>時間</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場の閉鎖時間に合わせ消灯する。</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>	方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>照明光が周辺住居等に射し込まないよう、駐車場方向下向き照射とする。</li> </ul>	強さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>強度の照明は使用せず、安全確保に必要な程度の明るさとする。</li> </ul>	時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場の閉鎖時間に合わせ消灯する。</li> </ul>														
方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>照明光が周辺住居等に射し込まないよう、駐車場方向下向き照射とする。</li> </ul>																				
強さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>強度の照明は使用せず、安全確保に必要な程度の明るさとする。</li> </ul>																				
時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場の閉鎖時間に合わせ消灯する。</li> </ul>																				

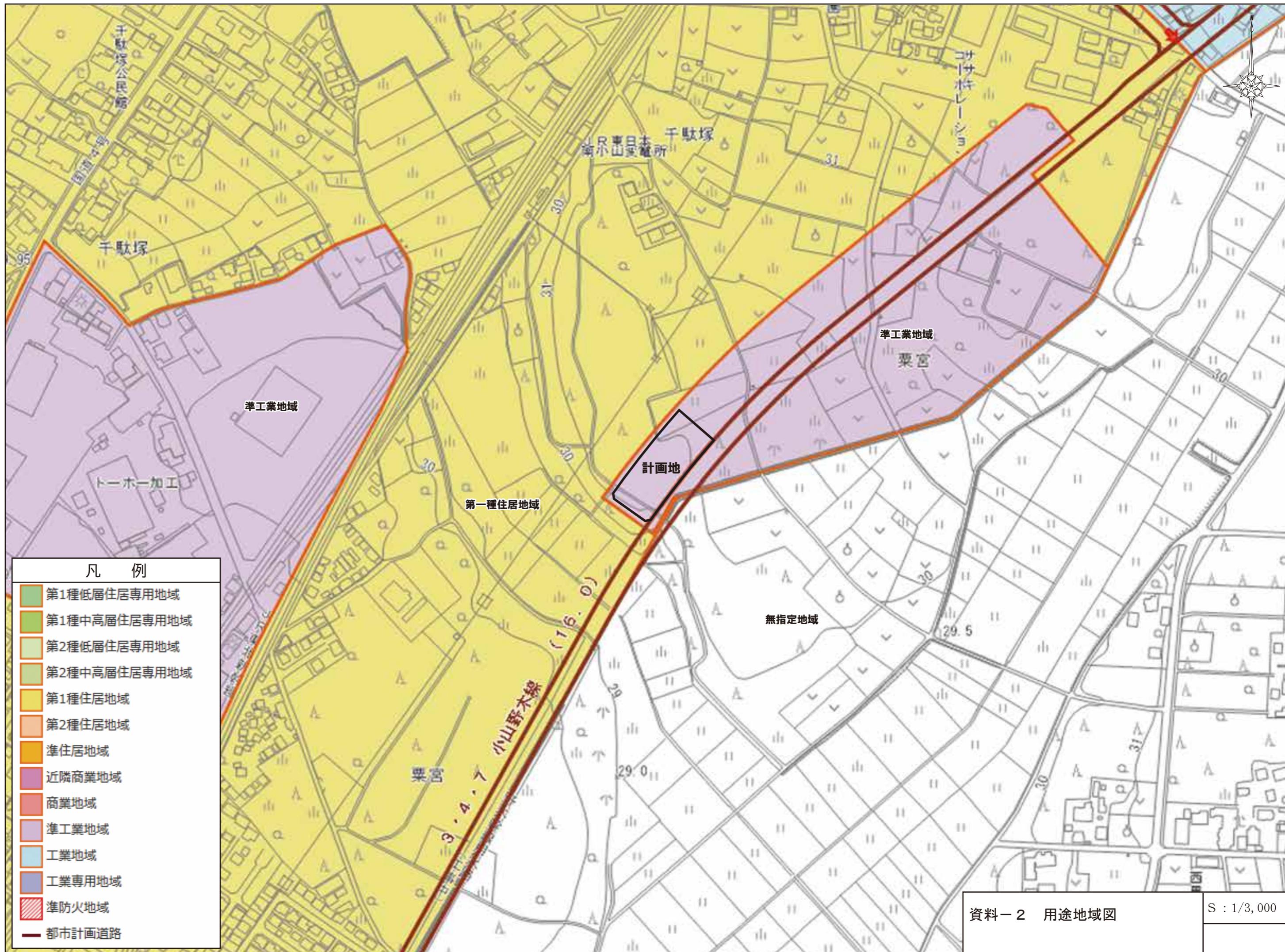
## 6 地域貢献への対応

事 項	対 応 策
地域経済団体等の活動への積極的な協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工会議所や商工会等、地域と連携した地域経済活性化にできる範囲内において取り組んでいく。</li> <li>地域の祭りやイベントへの協力の申し出があった場合には、参加を検討する。</li> </ul>
地域の防災・防犯への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>閉店後には、店舗周辺部や駐車場への蜻集を防止するため、駐車場出入口をバリカ一等で閉鎖する。</li> <li>店舗内における犯罪や少年非行防止の観点から、見通しを確保した商品陳列、防犯カメラの設置など万引き防止等の防犯対策を講じる。</li> <li>災害時や緊急時には、地元警察と連携し、事件発生時における警察への通報要領及び避難誘導措置など緊急通報体制を確立し、地域の防犯対策に努める。</li> </ul>
退店時における 早期の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>万一閉鎖を余儀なくされた場合においては、「早期の情報提供」、「従業員雇用の確保」、「取引先企業に対する対応」、「店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止」など適切に対応する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境美化対策として、従業員における店舗周辺の清掃美化活動を定期的に実施する。</li> </ul>

## 7 その他特記事項

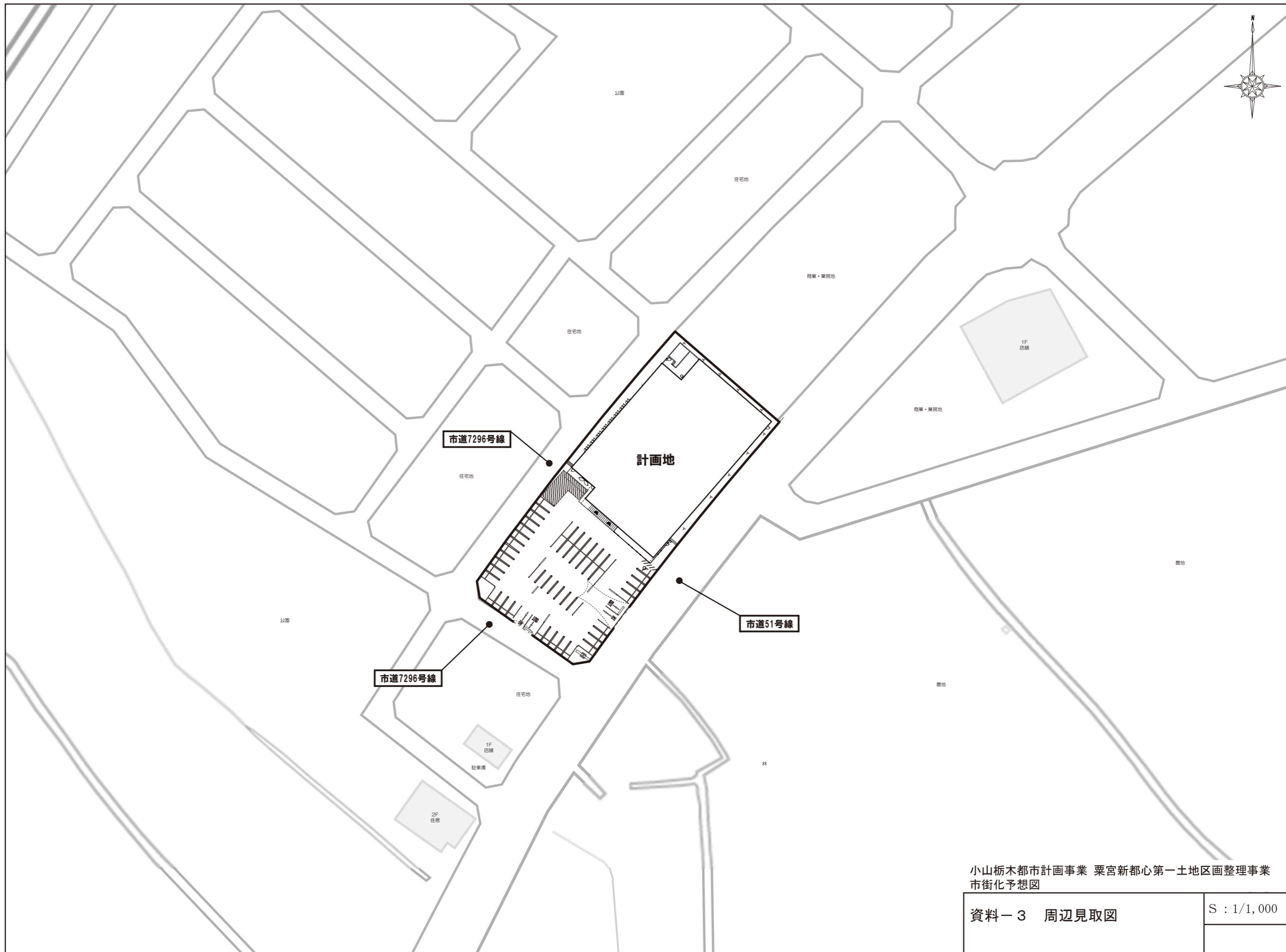
- ・店舗に関する施設の配置、運営方法について周辺住民等から苦情、問い合わせ等あった場合は、誠意を持って対応する。
- ・公的行事・地域の催し物等が実施される際には、場所の提供等、可能な範囲で協力を行う。
- ・事前予測結果と開店後の状況に大きな乖離が生じた場合には、再度調査・予測を実施した上で、必要な追加的対応策を講じていく。

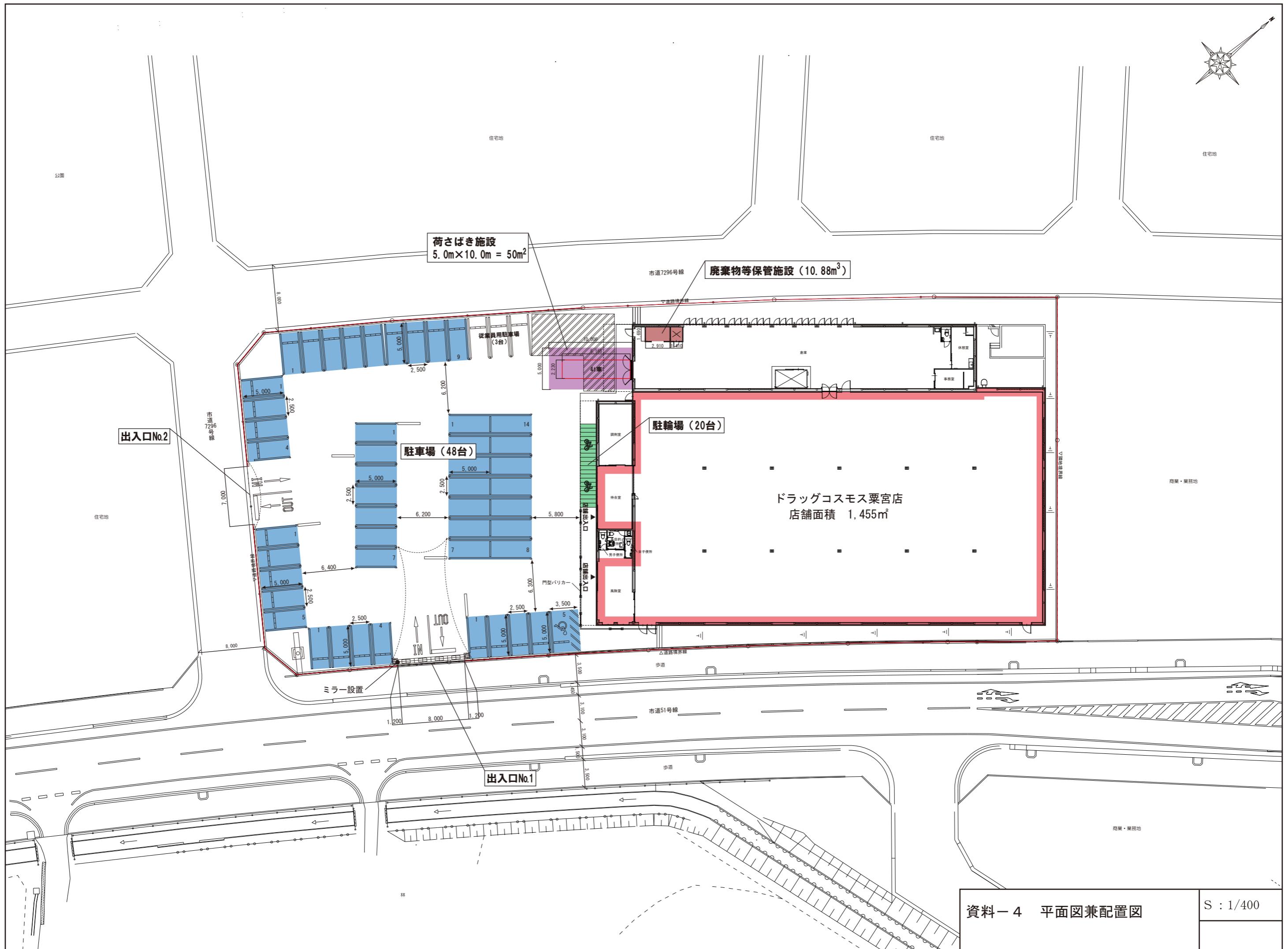


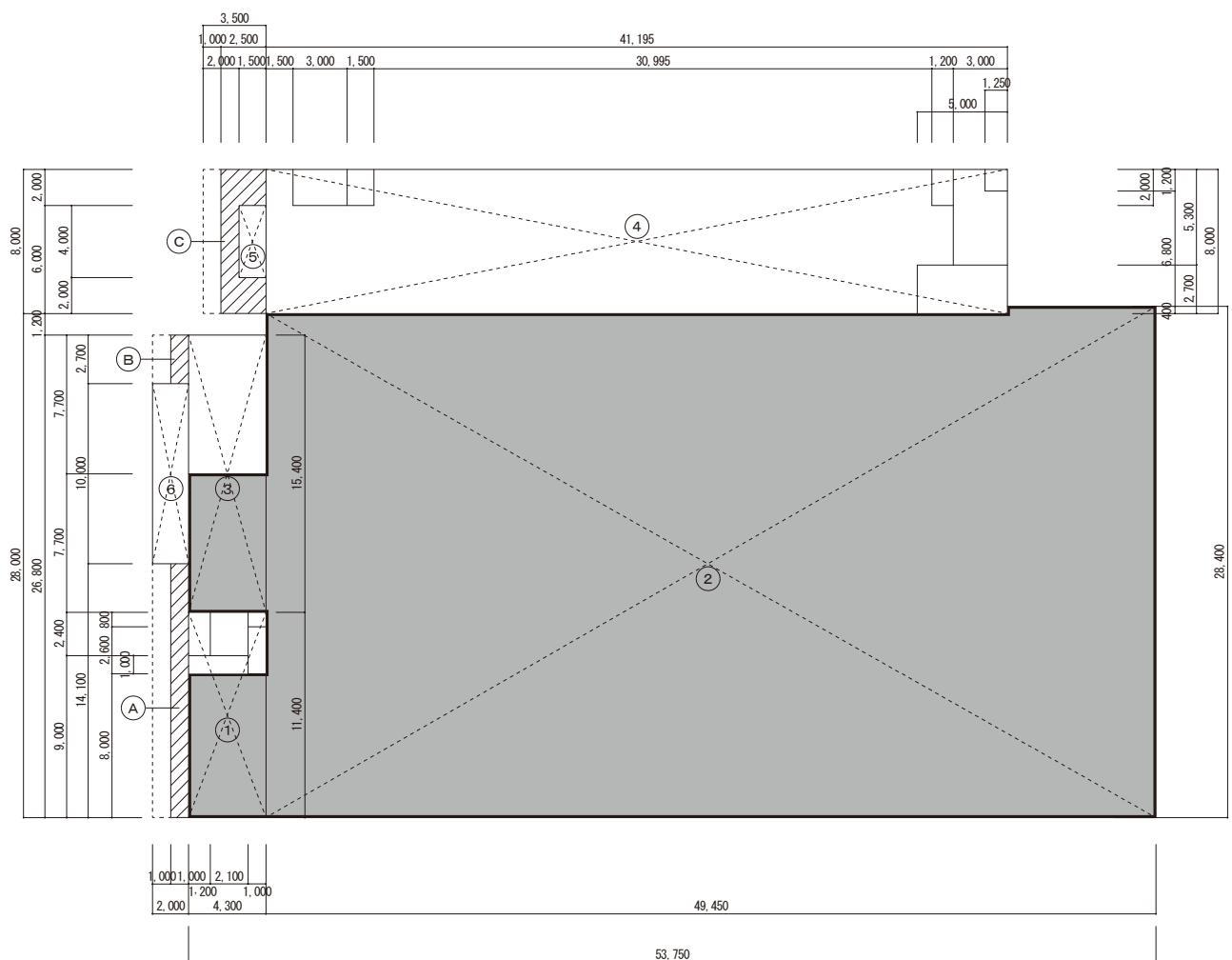


## 資料-2 用途地域図

S : 1/3,000





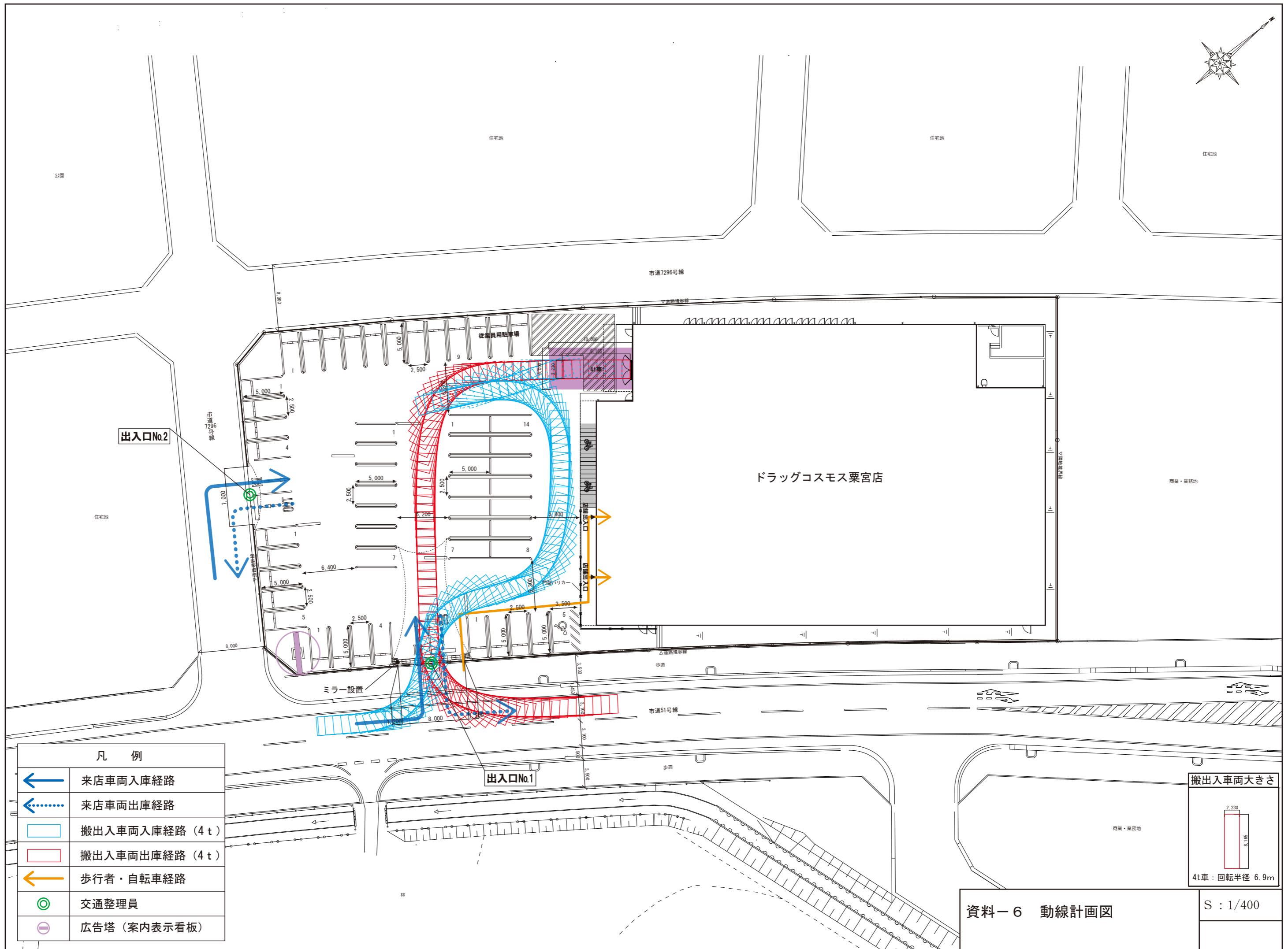


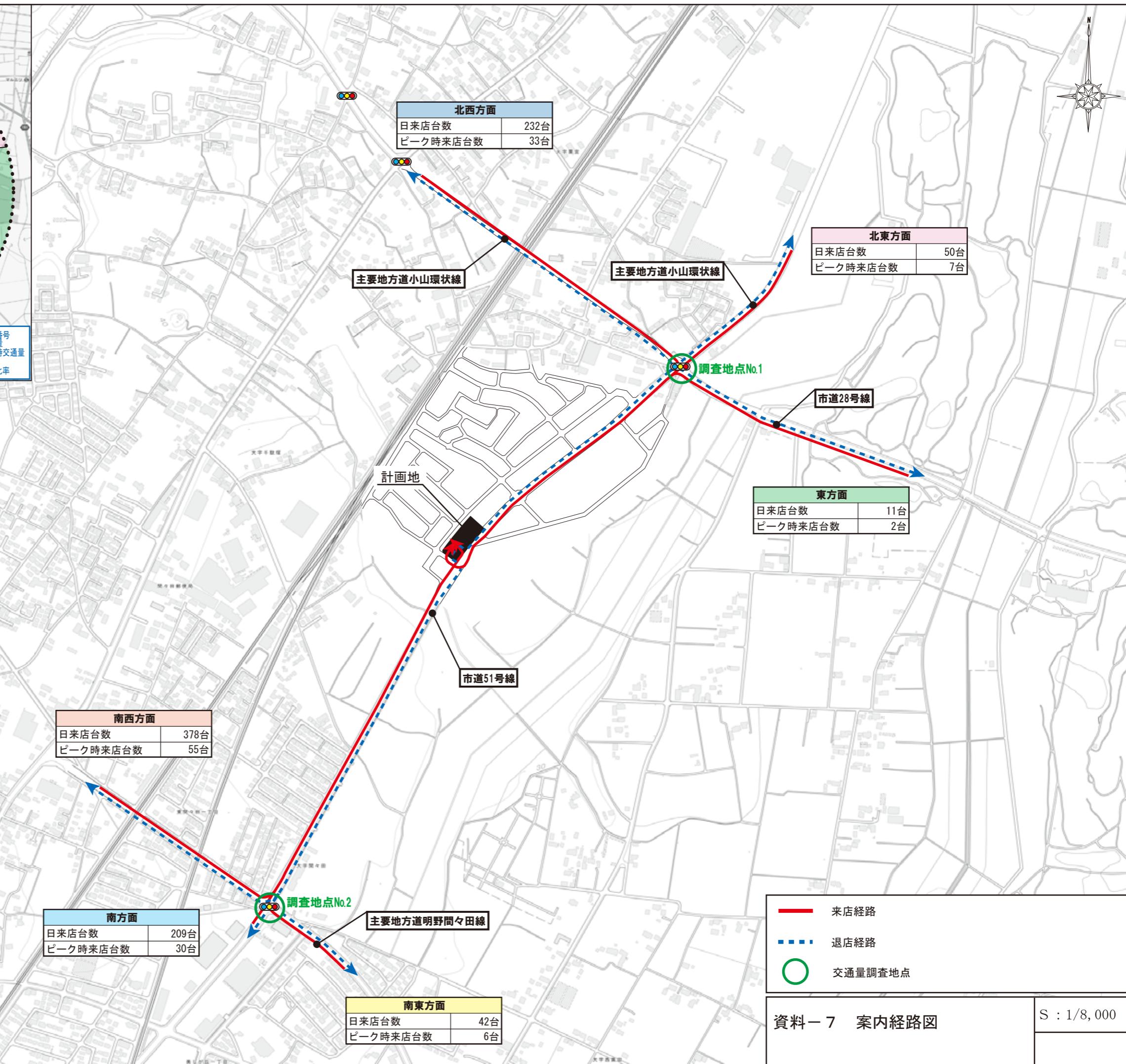
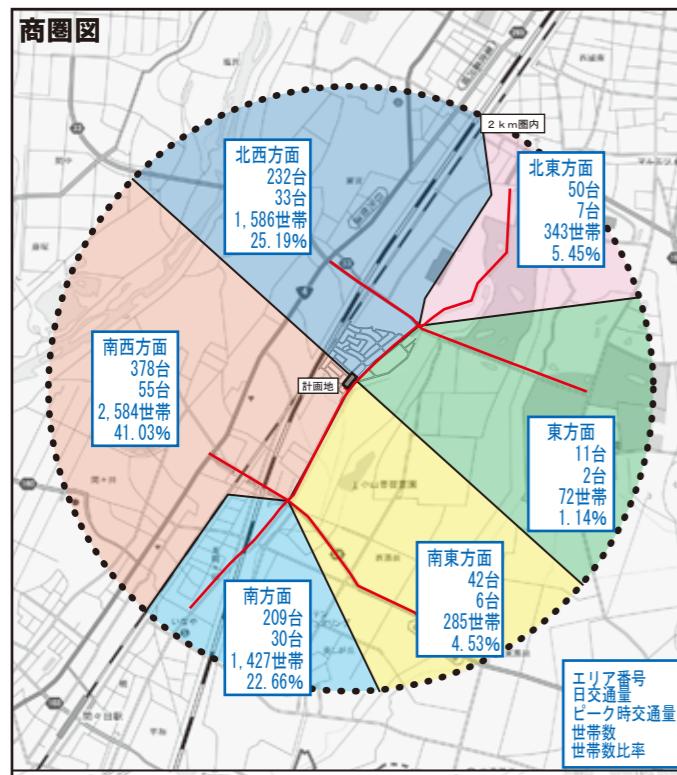
【延床面積算定】				
番号	縦	横	面積	
①	11.400	×	4.300	= 49.020000 m <sup>2</sup>
②	28.400	×	49.450	
-	0.400	×	41.195	= 1387.902000 m <sup>2</sup>
③	15.400	×	4.300	= 66.220000 m <sup>2</sup>
④	8.000	×	41.195	= 329.560000 m <sup>2</sup>
⑤	4.000	×	1.500	= 6.000000 m <sup>2</sup>
⑥	10.000	×	2.000	= 20.000000 m <sup>2</sup>
合計			=	1858.702 m <sup>2</sup>
延床面積			=	1,858.70 m <sup>2</sup>

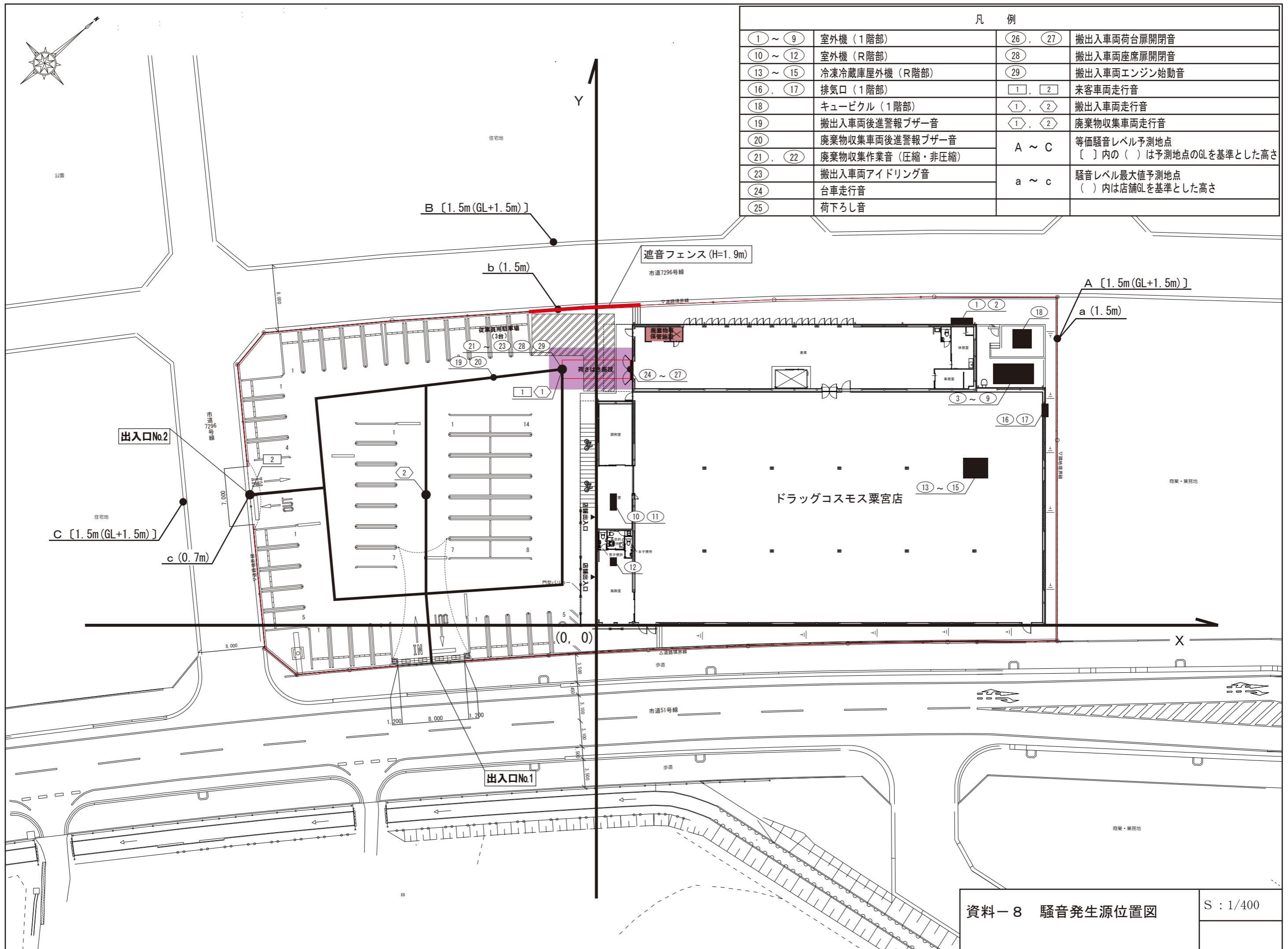
【建築面積算定】				
番号	縦	横	面積	
①	11.400	×	4.300	= 49.020000 m <sup>2</sup>
②	28.400	×	49.450	
-	0.400	×	41.195	= 1387.902000 m <sup>2</sup>
③	15.400	×	4.300	= 66.220000 m <sup>2</sup>
④	8.000	×	41.195	= 329.560000 m <sup>2</sup>
⑤	4.000	×	1.500	= 6.000000 m <sup>2</sup>
⑥	10.000	×	2.000	= 20.000000 m <sup>2</sup>
A	14.100	×	1.000	= 14.100000 m <sup>2</sup>
B	2.700	×	1.000	= 2.700000 m <sup>2</sup>
C	8.000	×	2.500	
-	4.000	×	1.500	= 14.000000 m <sup>2</sup>
建築面積			=	1,889.50 m <sup>2</sup>

【店舗面積】  1,455 m<sup>2</sup>

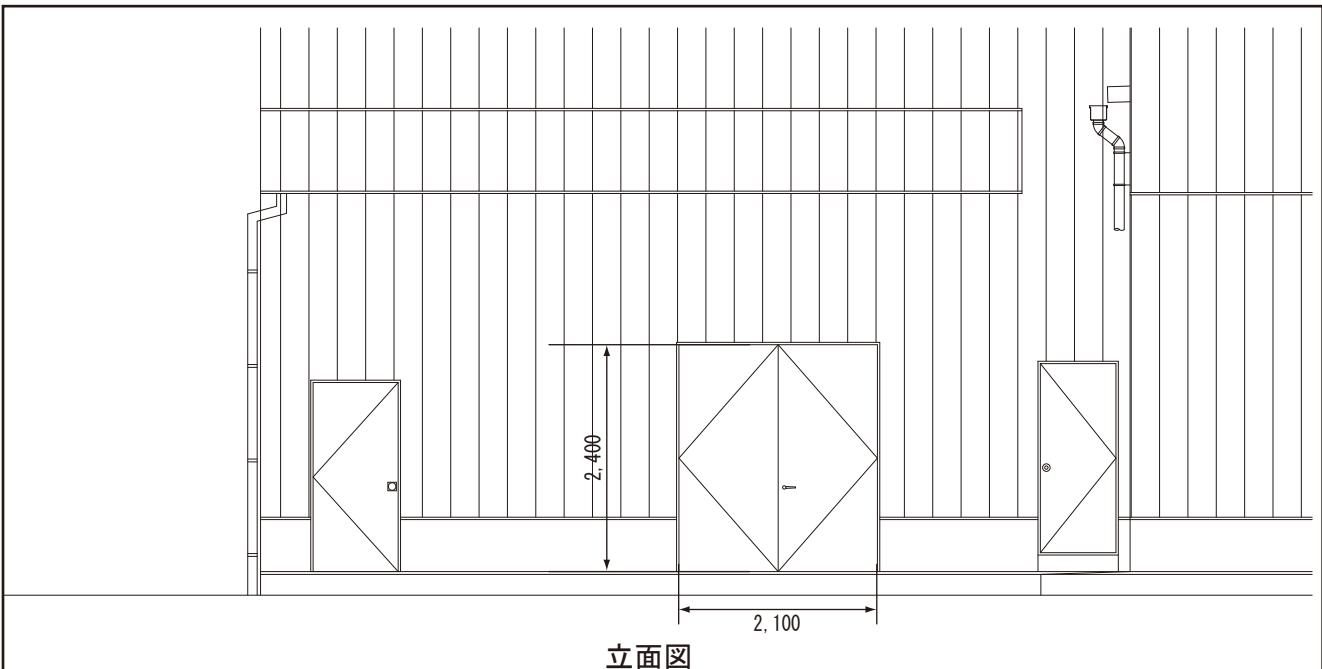
$$\begin{aligned}
 28.400 \times 49.450 - 0.400 \times 41.195 &= 1387.902 \\
 8.000 \times 4.300 &= 34.400 \\
 7.700 \times 4.300 &= 33.110
 \end{aligned}$$



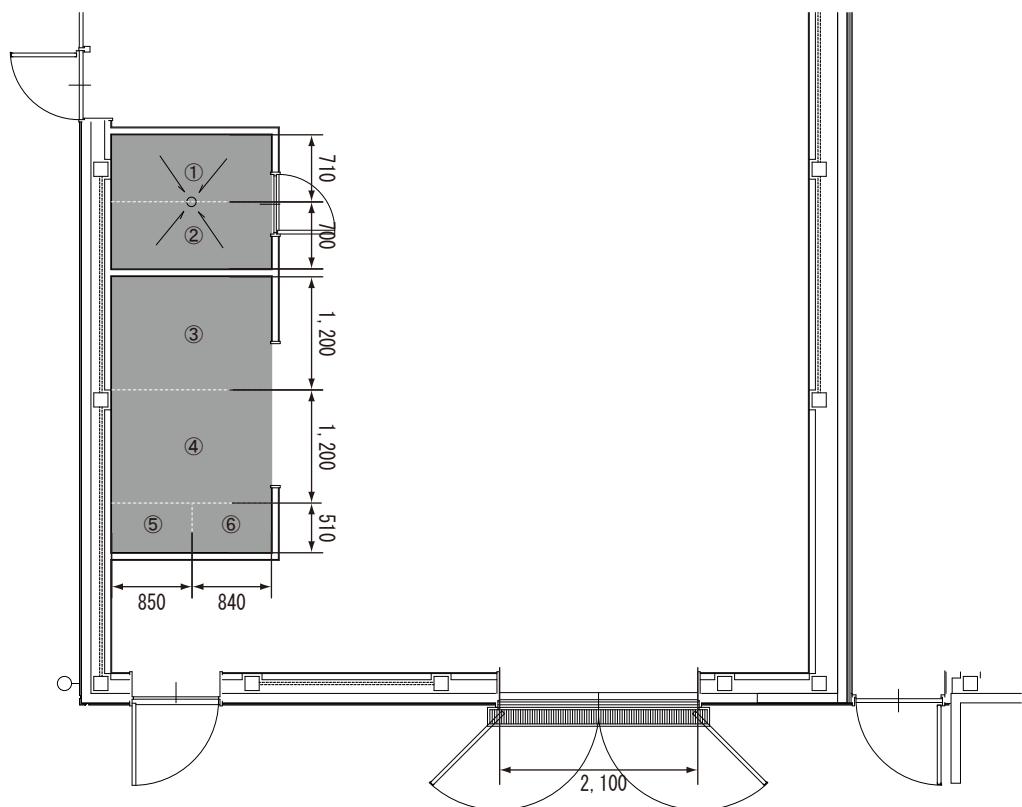








立面図



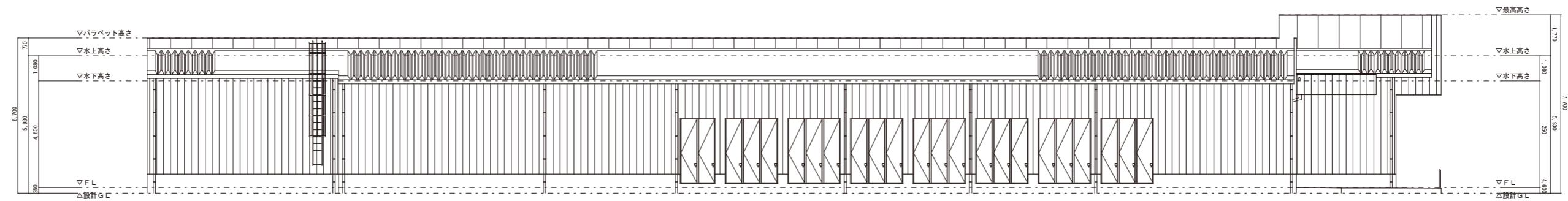
平面図

保管面積

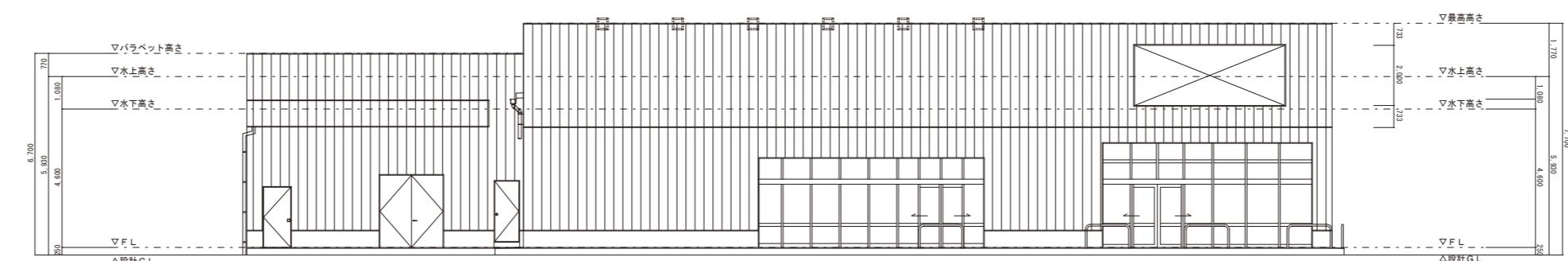
- ①  $0.71m \times 1.69m = 1.19m^2$  (生ごみ等)
  - ②  $0.70m \times 1.69m = 1.18m^2$  (その他の可燃性廃棄物等)
  - ③  $1.20m \times 1.69m = 2.02m^2$  (紙製廃棄物等)
  - ④  $1.20m \times 1.69m = 2.02m^2$  (プラスチック製廃棄物等)
  - ⑤  $0.51m \times 0.85m = 0.43m^2$  (金属製廃棄物等)
  - ⑥  $0.51m \times 0.84m = 0.42m^2$  (ガラス製廃棄物等)
- 計 =  $7.26m^2$

保管容量

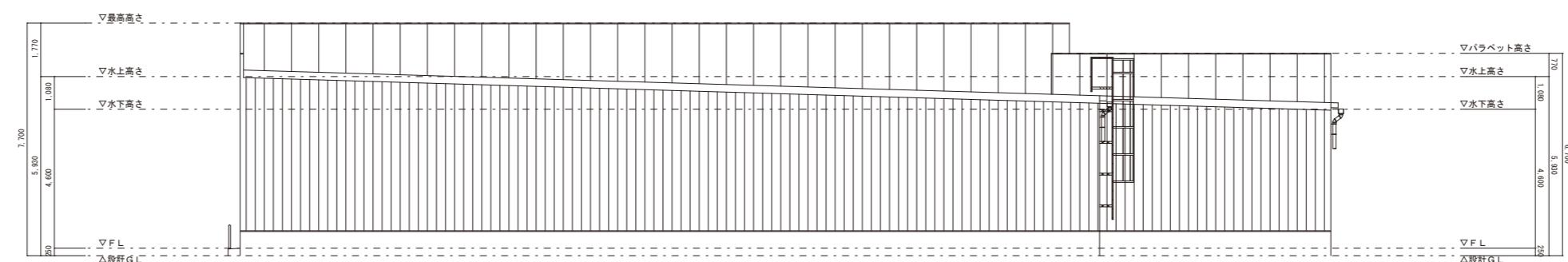
- ①  $1.19m^2 \times H1.5m = 1.78m^3$  (生ごみ等)
  - ②  $1.18m^2 \times H1.5m = 1.77m^3$  (その他の可燃性廃棄物等)
  - ③  $2.02m^2 \times H1.5m = 3.03m^3$  (紙製廃棄物等)
  - ④  $2.02m^2 \times H1.5m = 3.03m^3$  (プラスチック製廃棄物等)
  - ⑤  $0.43m^2 \times H1.5m = 0.64m^3$  (金属製廃棄物等)
  - ⑥  $0.42m^2 \times H1.5m = 0.63m^3$  (ガラス製廃棄物等)
- 計 =  $10.88m^3$



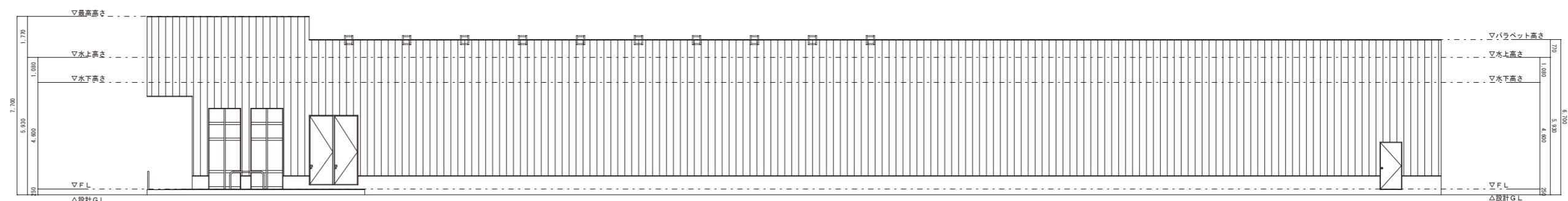
北西側立面図



西南側立面図



東北側立面図



南東側立面図

